

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成28年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランニングのプロセスに従い、次の（ア）～（カ）を6つのステップの順番に並べ替えたとき、その中で3番目（ステップ3）となるものとして、最も適切なものはどれか。その記号を解答欄に記入しなさい。

- （ア）顧客から受領した情報を基に、将来の財政状況の予測・分析等を行う。
- （イ）顧客に提供するサービス内容や必要となる費用等について説明し、了解を得る。
- （ウ）顧客の環境の変化、税制や法律改正の内容を考慮し、プランの見直しを行う。
- （エ）顧客や家族の情報、財政的な情報等を収集し、財政的な目標を明確化する。
- （オ）顧客の目標を達成するために必要なプランを作成し、提案書を提示する。
- （カ）作成したプランに従い、必要な金融商品の購入、不動産売却等の実行を支援する。

問2

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）は、個人情報の取扱いに対して十分な認識と注意が必要である。FPによる個人情報の取扱いに関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）保険代理店業務を行うFPが、過去に家計相談を受けた顧客に対し、保険営業目的で顧客の承諾なくダイレクトメールを発送した。
- （イ）FPが特定の顧客の相談事例を講演で紹介するため、当該顧客に事前にその顧客の承諾を得たうえで取り上げた。
- （ウ）個人事務所を営むFPが、顧客情報を業務用引き出しに施錠せずに保管している。
- （エ）FPが所有する顧客の個人情報について、その顧客の家族から開示を請求され、顧客本人の承諾を得ずに家族に提供した。

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、手数料および税金は考慮しないものとする。

<資料>

年月	【資本異動】	万株	【株式】 ^{10/1}	117,463千株	【株主】 ^{10/1}	47,855名	<16.9>	株	カ 向 ひ れ 風 味 な ど 5 0 円 高 い 割 超 の ブ ラ ジ ル に 性							
80.12	EDR850万株 (1010円)	9,364	【時価総額】	6,812億円	【本社】	160-8524	東京都新宿区新宿6-28-1	2897								
81.4	無1:0.1	10,300	【財務】	<16.9>	100株	【優待】		【特色】								
07.3	交換	12,746	【総資産】	507,847	100株	【時価総額】	6,812億円	【食品】								
10.1	売却	11,746	【自己資本】	339,512	100株	【時価総額】	6,812億円	【即席ラーメンの先駆者。カッパ麺もは22首06位年級明星】								
東証	高値	安値	【自己資本比率】	66.9%	【資本】	25,122	【利益剰余金】	301,161	【有利子負債】	18,256						
63~14	6190(14)	125(65)	【資本】	25,122	【利益剰余金】	301,161	【有利子負債】	18,256	【指標等】	<16.3>						
15	6620(1)	5110(7)	【ROE】	7.4%	6.8%	【ROA】	4.9%	4.5%	【調整1株益】	244.2円						
16.1~11	6450(2)	4950(5)	【最高純益】	327億	439億	【減価償却】	174億	163億	【研究開発】	71億						
16.9	高値	安値	【ROE】	7.4%	6.8%	【ROA】	4.9%	4.5%	【調整1株益】	244.2円						
10	6430	5680	【最高純益】	327億	439億	【減価償却】	174億	163億	【研究開発】	71億						
#11	6050	5300	【四半期進捗率】	3期平均	40.6%	【今期】	42.2%	(+1.6%)	【格付】	ー						
【業種】	食品	【時価総額順位】	5/171社	【比較会社】	2875 東洋水産、2919 マルタイ、2802 味の素	【業績】	(百万円)	売上高	営業利益	経常利益	純利益	1株益(円)	1株配(円)	【配当】	配当金(円)	
16.9	6430	5680	683	10	6220	5950	619	740	12.3	380,674	26,211	28,099	18,538	168.0	75	35
17.3	6620	5110	683	10	6220	5950	619	740	13.3	382,793	23,954	30,964	18,855	171.1	75	40
16.1~11	6450	4950	683	10	6220	5950	619	740	14.3	417,620	27,705	34,840	19,268	174.8	75	40
16.9	高値	安値	683	10	6220	5950	619	740	15.3	431,575	24,300	32,980	18,505	167.9	75	40
10	6430	5680	683	10	6220	5950	619	740	16.3	468,084	26,399	30,733	26,884	245.5	80	40
#11	6050	5300	683	10	6220	5950	619	740	17.3	500,000	28,800	32,500	23,000	212.6	80	40~41
【四半期進捗率】	3期平均	40.6%	【今期】	42.2%	(+1.6%)	【格付】	ー	18.3	520,000	31,500	35,500	25,000	231.1	80~82	18.3	40~41
16.9	高値	安値	683	10	6220	5950	619	740	16.9	235,844	11,735	13,768	12,215	113.0	40	1.38%
17.3	6620	5110	683	10	6220	5950	619	740	17.9	240,000	13,000	15,000	13,000	120.2	40~41	>
#11	6050	5300	683	10	6220	5950	619	740	17.3	500,000	27,800	31,500	22,500	(16.11.10)	3,138	(3,333)

(出所：東洋経済新報社「会社四季報 2017年1集」)

- ・ この企業の株式を2015年7月7日に1単位（1単）購入し、2017年3月10日に売却した場合、所有期間に係る配当金（税引前）は、（ア）である。
- ・ この企業の2018年3月期（予想）の連結の経常利益は2017年3月期（予想）の連結の経常利益と比べ、（イ）している。

1. (ア) 12,000円 (イ) 増加
2. (ア) 12,000円 (イ) 減少
3. (ア) 16,000円 (イ) 増加
4. (ア) 16,000円 (イ) 減少

問 4

下記<資料>に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、所得税および住民税は一切考慮しないものとする。また、(エ)の計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。

<資料>

	K A株式会社	K B株式会社
種類	普通社債	
格付け	A	AA
利率(年)	1.00%	0.80%
発行価格(額面100円につき)	101.00円	100.00円
額面	100万円	
発行日	2017年1月31日	
利払日	年2回(毎年1月31日および7月31日)	
償還期限	2022年1月31日	

- (ア) K A株式会社の社債のような発行方式をオーバーパー発行という。
- (イ) K A株式会社の社債を額面100万円分購入した場合、償還時には101万円が償還される。
- (ウ) 2019年5月30日にK B株式会社の社債を額面100万円分購入し、償還まで保有した場合、償還までに7回の利払いがある。
- (エ) 2020年1月31日にK B株式会社の社債を単価95円で額面100万円分購入し、償還まで保有した場合(残存期間2年)の最終利回り(単利・年率)は3.473%である。

問5

加瀬さんはKZ投資信託を新規募集時に500万口購入し、特定口座で保有して収益分配金を受け取っている。下記<資料>に基づき、加瀬さんが保有するKZ投資信託に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[KZ投資信託の商品概要（新規募集時）]

投資信託の分類：追加型国内公募株式投資信託

決算および収益分配：年1回

申込価格：1口当たり1円

申込単位：1万口以上1口単位

購入時手数料（税込み）：購入金額1,000万円未満 3.24%

購入金額1,000万円以上 2.16%

運用管理費用（信託報酬）（税込み）：純資産総額に対し年1.728%

信託財産留保額：1口につき解約請求日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

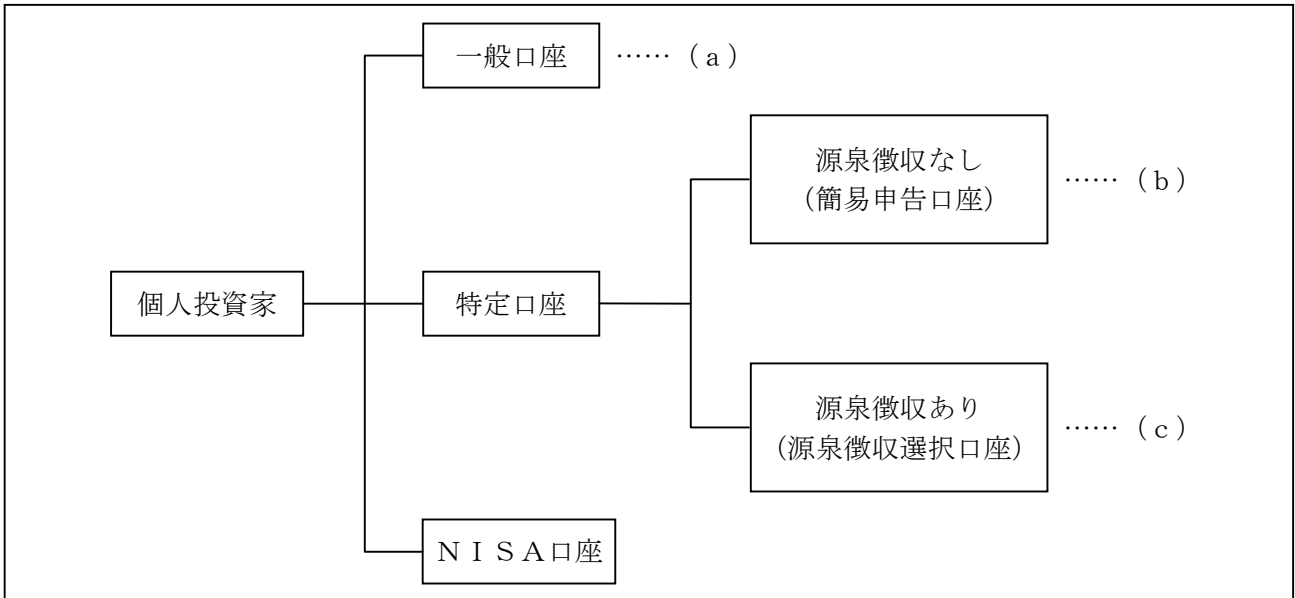
- ・ 加瀬さんが、KZ投資信託を新規募集時に500万口購入した際に、支払った購入時手数料（税込み）は、（ア）である。
- ・ 信託期間中に加瀬さんが受け取った普通分配金は、（イ）として課税される。

1. （ア）108,000円 （イ）配当所得
2. （ア）108,000円 （イ）利子所得
3. （ア）162,000円 （イ）配当所得
4. （ア）162,000円 （イ）利子所得

問6

下記<証券口座の概要>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<証券口座の概要>



1. (a) を選択した個人投資家は、申告義務が生じる年においては自身で損益を計算し、確定申告を行わなければならない。
2. 年初の売却で (b) を選択した場合、同年中の2度目以降の売却の際に (c) に変更することができる。
3. (c) を選択した場合、ほかの金融機関の特定口座における損益と通算するためには確定申告が必要である。
4. 平成29年4月に新規購入した個人向け国債は、特定口座で保有することができる。

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記＜資料＞は、大久保さんが購入を検討している新築一戸建ての広告（抜粋）である。この広告の内容等に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

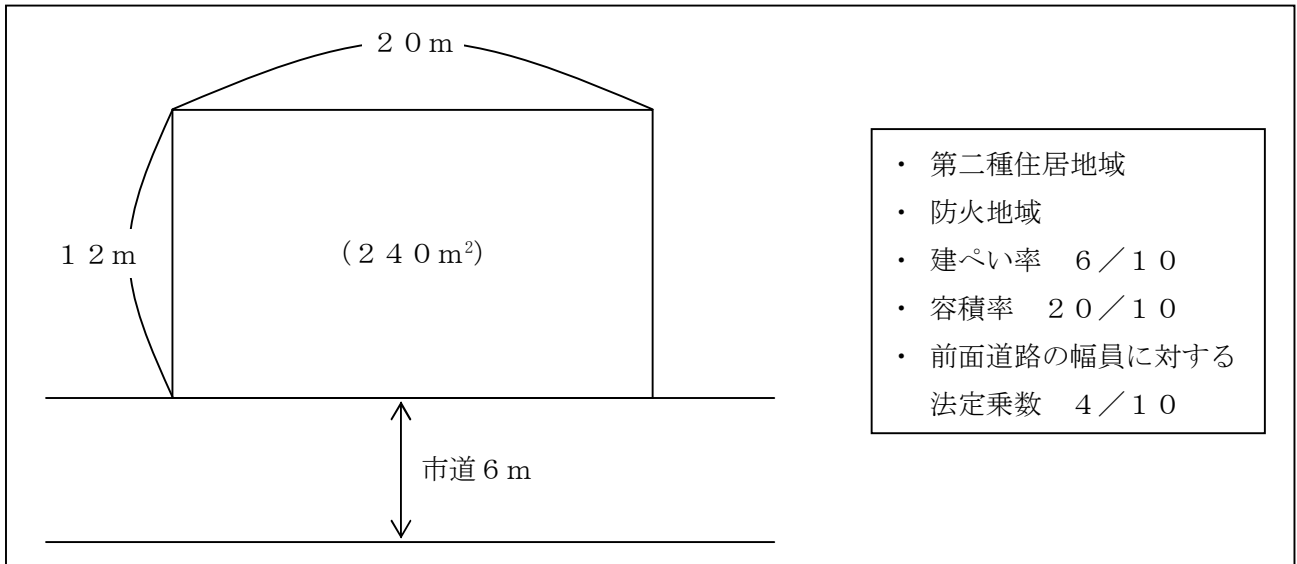
<h2>新築一戸建て</h2>	○◇□小学校まで130m ◎▽スーパーまで170m
<p>【物件概要】</p> <p>販売価格 : 5,680万円</p> <p>交通 : □□線××駅から徒歩8分</p> <p>所在地 : 東京都〇〇市△△3丁目</p> <p>土地面積 : 118.78m²</p> <p>建物面積 : 90.53m²</p> <p>間取り : 3LDK</p> <p>建物完成年月 : 平成29年4月</p> <p>用途地域 : 第一種低層住居専用地域</p> <p>取引態様 : 媒介</p>	物件写真（略）
TK不動産 東京都知事（3）第▽▽▽▽▽号 TEL：03-◇◇◇◇-◇◇◇◇	

- （ア）□□線××駅からこの物件までの道路距離は、640m超720m以下である。
- （イ）「新築」と表示することができるのは、建築後1年未満で、一度も居住の用に供されたことのない物件である。
- （ウ）この物件を購入する場合、通常、宅地建物取引業者であるTK不動産に、媒介業務に係る報酬（仲介手数料）を支払う。
- （エ）スーパーマーケット等の商業施設を広告に表示する場合、物件までの道路距離を明示することとされている。

問 8

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に耐火建築物を建てる場合、建築面積の最高限度（ア）と延べ面積（床面積の合計）の最高限度（イ）の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない条件については一切考慮しないこと。

<資料>



1. (ア) 168 m² (イ) 576 m²
2. (ア) 168 m² (イ) 480 m²
3. (ア) 144 m² (イ) 480 m²
4. (ア) 144 m² (イ) 576 m²

問9

下記<資料1>は、米田さんが購入を予定している新築マンションの物件概要である。<資料1>の住戸の均等積立方式による修繕積立金の目安額（月額）を下記<資料2>に基づいて計算しなさい。なお、<資料1>および<資料2>に記載のない事項は一切考慮しないこととする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料1>

〇〇マンション 410号室（専有面積75.5m ² ） [〇〇マンションの概要] <ul style="list-style-type: none">・ 地上5階建て・ 延べ床面積：4,500m²・ 駐車場：平置き（機械式駐車場ではない）
--

<資料2>均等積立方式による修繕積立金の目安額（月額）

・ 算出式 $Y = AX (+B)$ Y：購入予定のマンションの修繕積立金の目安額 A：専有面積当たりの修繕積立金の額（下表参照） X：購入予定のマンションの専有面積（m ² ） （B：機械式駐車場がある場合の加算額）		
A：専有面積当たりの修繕積立金の額		
	階数／建築延べ床面積	平均値
15階未満	5,000m ² 未満	218円／m ² ・月
	5,000～10,000m ²	202円／m ² ・月
	10,000m ² 以上	178円／m ² ・月
20階以上		206円／m ² ・月

（出所：国土交通省「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を基に作成）

問10

下記<資料>は、中西さんが購入を検討している投資用マンションの概要である。この物件の実質利回り（年率）として、正しいものはどれか。なお、<資料>に記載のない事項については一切考慮しないこととし、計算結果については小数点以下第3位を四捨五入すること。

<資料>

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ・ 購入費用総額 | : 2,200万円（消費税と仲介手数料等取得費用を含めた金額） |
| ・ 想定される賃料（月額） | : 98,000円 |
| ・ 運営コスト（月額） | : 管理費等 13,000円
管理業務委託費 月額賃料の5% |
| ・ 想定される固定資産税（年額） | : 70,000円 |


1. 4.05%
2. 4.37%
3. 5.03%
4. 5.35%

【第4問】下記の（問11）～（問13）について解答しなさい。

問11

神田芳郎さん（56歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ特約は自動更新しているものとし、芳郎さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××
保険契約者	神田 芳郎 様	保険契約者印 
被保険者	神田 芳郎 様 昭和36年5月6日生 男性	◇契約日 平成4年7月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 28年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
受取人	死亡保険金 神田 美保子 様 (妻)	
	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料
終身保険金額（主契約保険金額）	150万円	毎回 △△△△円
定期保険特約保険金額	1,800万円	[保険料払込方法]
三大疾病保障定期保険特約保険金額	300万円	月払い
傷害特約保険金額	300万円	
災害入院特約	入院5日目から 日額5,000円	
疾病入院特約	入院5日目から 日額5,000円	
※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。		
成人病入院特約	入院5日目から 日額5,000円	
*入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。		

<資料/保険証券2>

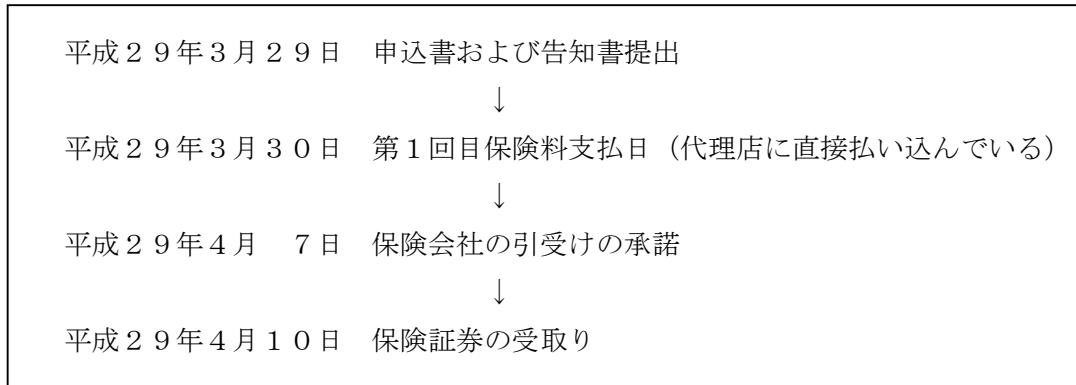
保険種類 医療保険 証券番号 **** * * * * *	契約日 (保険期間の始期) 平成8年9月1日									
保険契約者	神田 芳郎 様	保険契約者印 								
被保険者	神田 芳郎 様 契約年齢 35歳									
受取人	(給付金) 被保険者 様 (死亡保険金) 神田 美保子 様 (妻) ・受取割合 10割									
指定代理請求人	神田 美保子 様 (妻)									
◇保障内容										
疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円 (入院1日目から保障)									
災害入院給付金	1日につき 日額5,000円 (入院1日目から保障)									
手術給付金	1回につき 10万円 (約款所定の手術を受けたとき)									
死亡保険金	20万円									
◇保険期間・保険料										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保険期間</td> <td style="width: 50%;">終身</td> </tr> <tr> <td>保険料払込期間</td> <td>終身</td> </tr> </table>	保険期間	終身	保険料払込期間	終身		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保険料</td> <td style="width: 50%;">毎月 ****円</td> </tr> <tr> <td>保険料払込方法</td> <td>月払い</td> </tr> </table>	保険料	毎月 ****円	保険料払込方法	月払い
保険期間	終身									
保険料払込期間	終身									
保険料	毎月 ****円									
保険料払込方法	月払い									

- ・ 芳郎さんが現時点 (56歳) で、糖尿病で42日間入院した場合 (手術は受けていない)、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ア) 万円である。
- ・ 芳郎さんが現時点 (56歳) で、初めてガン (前立腺ガン・悪性新生物) と診断され、治療のため34日間入院し、その間に約款所定の手術 (給付倍率40倍) を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (イ) 万円である。
- ・ 芳郎さんが現時点 (56歳) で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は (ウ) 万円である。

問 1 2

下記<資料>は、長岡さんが先日加入した医療保険の契約の流れを示したものである。この保険契約の保障が開始する日として、最も適切なものはどれか。なお、保険料の支払い方法は月払いを選択するものとする。

<資料>



1. 平成29年3月29日
2. 平成29年3月30日
3. 平成29年4月 7日
4. 平成29年4月10日

問 1 3

次の（ア）～（エ）の事例のうち、損害保険の保険金の支払い対象となるものには○、支払い対象とならないものには×を解答欄に記入しなさい。なお、いずれの保険も特約は付加していないものとする。

	事例	対象となる保険の種類
（ア）	ジョギング中に心臓発作を起こし、入院した。	普通傷害保険
（イ）	車庫入れを誘導していた母親に誤って車をぶつけ、負傷させた。	自動車保険の対人賠償保険
（ウ）	海外旅行中に食べた料理が原因で、細菌性食中毒を起こして旅行中に入院をした。	海外旅行傷害保険
（エ）	飼い犬が近所の子どもにかみついてケガをさせ、治療費を請求された。	個人賠償責任保険

【第5問】下記の（問14）～（問17）について解答しなさい。

問14

社員の川久保さんの平成28年分の所得等は、下記<資料>のとおりである。川久保さんが平成28年分の所得税の確定申告を行う際に、給与所得と損益通算できる損失に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

<資料>

所得の種類	収入	所得	備考
給与所得	800万円	600万円	給与所得控除額：200万円
不動産所得	400万円	▲80万円	必要経費：480万円 ※必要経費の中には土地の取得に要した借入金の利子50万円が含まれている。
譲渡所得	300万円	▲40万円	上場株式を譲渡したもの。 ※上場株式の取得費：340万円
一時所得	185万円	▲15万円	養老保険を解約したもの。 ※払込保険料総額：200万円

1. 不動産所得▲80万円と譲渡所得▲40万円が給与所得と損益通算できる。
2. 不動産所得▲30万円と譲渡所得▲40万円が給与所得と損益通算できる。
3. 不動産所得▲30万円と一時所得▲15万円が給与所得と損益通算できる。
4. 不動産所得▲30万円が給与所得と損益通算できる。

問 15

大下さん（67歳）の平成28年分の収入等が下記のとおりである場合、大下さんの平成28年分の総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこと。

<平成28年分の収入等>

内容	金額
アルバイト収入	60万円
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）	280万円
生命保険の満期保険金	300万円

※老齢厚生年金および企業年金は公的年金等控除額を控除する前の金額である。

※生命保険は、養老保険（保険期間20年、保険契約者および満期保険金受取人とも大下さん）の満期保険金であり、既払込保険料（大下さんが全額負担している）は200万円である。なお、契約者配当については考慮しないこととする。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. 390万円
2. 320万円
3. 210万円
4. 185万円

問 16

下記<資料>に基づき、西里昇さんの平成28年分の所得税を計算する際の所得控除に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

氏名	続柄	年齢	職業	平成28年分の所得等
西里 昇	本人	51歳	会社員	給与所得820万円
明子	妻	49歳	パート	パート収入125万円
聡子	母	78歳	無職	公的年金収入111万円
美砂	長女	20歳	大学生	アルバイト収入75万円
俊太	長男	17歳	高校生	収入なし

※平成28年12月31日時点のデータである。

※昇さんは、妻、長女および長男と同居しており、生計を一にしている。昇さんの母は一人暮らし(昇さんと別居)をしているが、昇さんと生計を一にしている。

※障害者または特別障害者に該当する者はいない。

- (ア) 長男の俊太さんは、17歳であるため一般の控除対象扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (イ) 母の聡子さんは、生計を一にしているが同居していないため老人扶養親族とならず、扶養控除の対象とならない。
- (ウ) 長女の美砂さんは、アルバイト収入があるため、扶養控除の対象とならない。

問 17

所得税の青色申告に関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

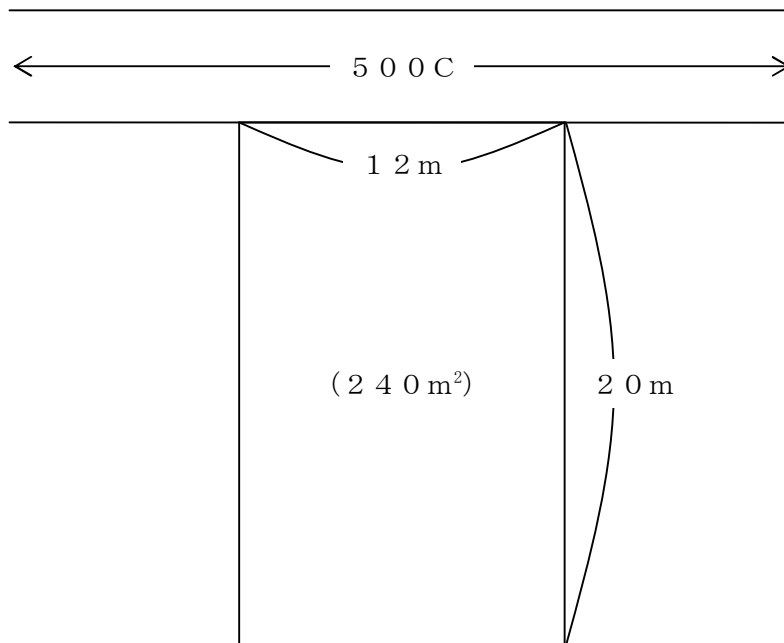
- (ア) 青色申告の適用を受けようとする場合には、原則としてその適用を受けようとする年の翌年3月15日までに、青色申告承認申請書を所轄税務署長に提出し、承認を受けなければならない。
- (イ) 不動産所得の金額の計算においては、その事業の規模にかかわらず、青色事業専従者給与を必要経費に算入することはできない。
- (ウ) 事業所得がなく、事業的規模に該当しない不動産の貸付けのみを行っている場合、不動産所得の金額の計算においては、青色申告特別控除の限度額は10万円である。
- (エ) 純損失が生じた場合、前年分の所得税の還付を受けることができる。

【第6問】下記の（問18）～（問21）について解答しなさい。

問18

下記<資料>の宅地（貸家建付地）に係る路線価方式による相続税評価額として、正しいものはどれか。

<資料>



注1：奥行価格補正率 20m以上24m未満 1.00

注2：借地権割合 70%

注3：借家権割合 30%

注4：この宅地には宅地所有者の所有する賃貸アパートが建っており、現在満室（すべて賃貸中）となっている。

注5：その他の記載のない条件は、一切考慮しないものとする。

1. 3,600万円
2. 8,400万円
3. 9,480万円
4. 1億2,000万円

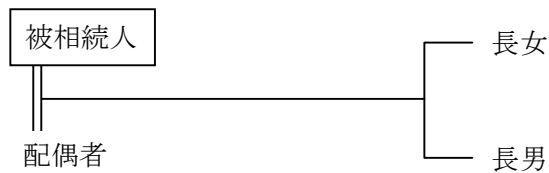
問 19

下記の相続事例（平成29年4月14日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。

＜課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額＞

土地	: 5,000万円（小規模宅地等の評価減特例適用後：1,000万円）
建物	: 1,000万円
現預金	: 3,500万円
死亡保険金	: 2,000万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）
債務および葬式費用	: 700万円

＜相続関係図＞



※小規模宅地等の評価減特例の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続開始前3年以内に被相続人からの贈与により財産を取得した相続人はおらず、相続時精算課税制度を選択した相続人もいない。また、相続を放棄した者もいない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

1. 5,300万円
2. 6,800万円
3. 9,300万円
4. 10,800万円

問 20

各相続人の相続税の納付税額を計算する際における「配偶者に対する相続税額の軽減」に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 被相続人とその配偶者の婚姻期間については、（ア）。
- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けると、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、1億6,000万円または配偶者の法定相続分相当額のどちらか（イ）金額まで、配偶者に相続税がかからない。
- ・ 相続税の申告期限までに分割されていない財産は、配偶者に対する相続税額の軽減の対象にならないが、所定の届出を行ったうえで申告期限から（ウ）以内に分割されたときは、その対象となる。

1. （ア）20年以上あることが必要となる （イ）多い方の （ウ）10ヵ月
2. （ア）要件は定められていない （イ）多い方の （ウ）3年
3. （ア）要件は定められていない （イ）少ない方の （ウ）3年
4. （ア）20年以上あることが必要となる （イ）少ない方の （ウ）10ヵ月

問 2 1

松尾幸一さん（独身：40歳）は、父（65歳）と祖母（89歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。幸一さんの平成28年分の贈与税額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

[平成28年中の贈与]

- ・ 父から贈与を受けた金銭の額 : 1,500万円
- ・ 祖母から贈与を受けた金銭の額 : 500万円

[平成27年中の贈与]

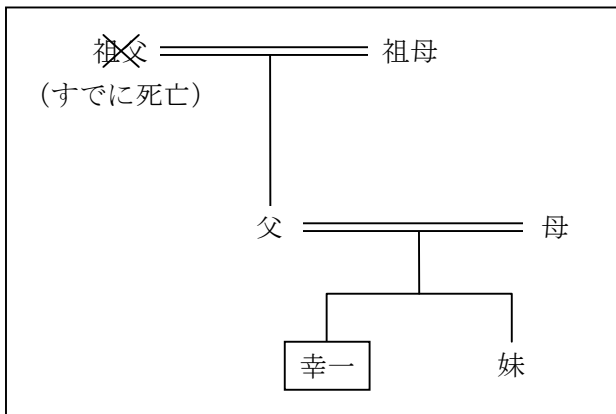
- ・ 父から贈与を受けた金銭の額 : 1,300万円

※平成28年中および平成27年中に上記以外の贈与はないものとする。

※上記の贈与は、住宅取得等資金や結婚・子育てに係る資金の贈与ではない。

※父からの贈与については、平成27年から相続時精算課税制度の適用を受けている（適用要件は満たしている）。

＜松尾家の親族関係図＞



<贈与税の速算表>

(a) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	400万円 以下	15%	10万円
400万円 超	600万円 以下	20%	30万円
600万円 超	1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超	4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超		55%	640万円

(b) 上記 (a) 以外の場合

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
200万円 以下		10%	—
200万円 超	300万円 以下	15%	10万円
300万円 超	400万円 以下	20%	25万円
400万円 超	600万円 以下	30%	65万円
600万円 超	1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超	3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超		55%	400万円

1. 1,085,000円
2. 1,130,000円
3. 1,170,000円
4. 1,300,000円

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜露木家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
露木 勝克	本人	昭和43年 5月20日	会社員
美織	妻	昭和44年 7月12日	会社員
勇氣	長男	平成16年11月14日	小学生
莉乃	長女	平成18年10月21日	小学生

＜露木家のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数		基準年	1年	2年	3年	4年	
西暦(年)		2016	2017	2018	2019	2020	
平成(年)		28	29	30	31	32	
家族構成/ 年齢	露木 勝克	本人	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	美織	妻	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳
	勇氣	長男	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳
	莉乃	長女	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
ライフイベント		変動率	勇氣 中学入学	車の買替え	莉乃 中学入学	勇氣 高校入学	
収入	給与収入(夫)	1%	503	508	513	518	523
	給与収入(妻)	1%	375	379	383	386	390
	収入合計	—	878	887	896	904	913
支出	基本生活費	2%	286			(ア)	
	住居費	—	162	162	162	162	162
	教育費	2%			(イ)		
	保険料	—	46	46	46	46	46
	一時的支出	—			300		
	その他支出	1%	30	30	31	31	31
	支出合計	—		612			802
年間収支		—					111
金融資産残高		1%	514	(ウ)			

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、平成28年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。

問 2 2

露木家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

露木家の 2 人の子どもが希望している進学プランは下記のとおりである。下記〈条件〉および〈資料〉のデータに基づいて、露木家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る教育費の予測数値を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

〈条件〉

[露木家の進学プラン]

勇氣	公立小学校 → 公立中学校 → 私立高等学校 → 私立大学
莉乃	公立小学校 → 私立中学校 → 私立高等学校 → 国立大学

[計算に際しての留意点]

- ・ 教育費の数値は、下記〈資料：小学校・中学校の学習費総額〉を使用して計算すること。
- ・ 下記〈資料：小学校・中学校の学習費総額〉の数値を平成 28 年の数値とする。
- ・ 教育費については、キャッシュフロー表中に記載の変動率 2% を加味することとする。
- ・ 初年度納付金については考慮しないこととする。
- ・ 計算過程では円未満を四捨五入し、解答については万円未満を四捨五入すること。

〈資料：小学校・中学校の学習費総額（1 人当たりの年間平均額）〉

	小学校		中学校	
	公立	私立	公立	私立
学習費総額	3 2 1, 7 0 8 円	1, 5 3 5, 7 8 9 円	4 8 1, 8 4 1 円	1, 3 3 8, 6 2 3 円

（出所：文部科学省「子供の学習費調査（結果の概要）」）

問 2 4

露木家のキャッシュフロー表の空欄（ウ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問 2 5

平尾さんは、老後は年に1回海外旅行をしたいと考えており、その資金として毎年1回、年末に均等に100万円を受け取りたいと考えている。受取り期間を20年間とし、年利1.0%で複利運用することを想定した場合、受取り開始年の初めにいくら資金があればよいか。

問 2 6

大津さんは、現在老後の生活資金として3,000万円を保有している。これを20年間、年利1.0%で複利運用しながら毎年1回、年末に均等に受け取ることとした場合、毎年年末に受け取ることができる最大金額はいくらになるか。

問 2 7

細井さんは、退職一時金として受け取った2,000万円を将来有料老人ホームに入居する際の入居一時金にしたいと考えている。これを15年間、年利1.0%で複利運用する場合、15年後の合計額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問28）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

氷室雪雄さんは、民間企業に勤務する会社員である。雪雄さんと妻の花代さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある妹尾さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成29年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
氷室 雪雄	本人	昭和48年7月 3日	43歳	会社員（正社員）
花代	妻	昭和48年9月20日	43歳	パート勤務
亜紀	長女	平成11年6月27日	17歳	高校生

[収入金額（平成28年）]

- ・ 雪雄さん：給与収入800万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。
- ・ 花代さん：給与収入100万円（手取り額）。給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

- ・ 雪雄さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：100万円
 - 銀行預金（定期預金）：400万円
- ・ 花代さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：50万円
 - 個人向け国債（変動10年）：50万円

[住宅ローン]

契約者：雪雄さん
借入先：PX銀行
借入時期：平成20年8月
借入金額：3,000万円
返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）
金利：固定金利選択型10年（年3.65%）
返済期間：35年間

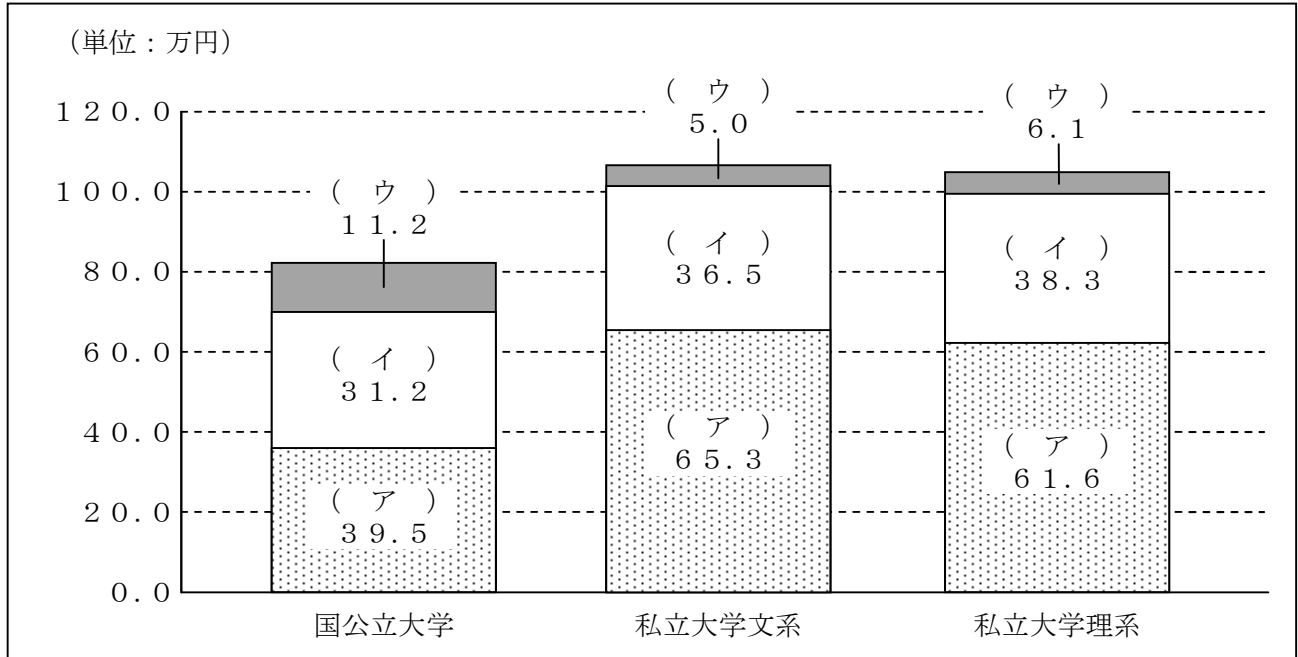
[保険]

- ・ 定期保険A：保険金額2,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は雪雄さん、死亡保険金受取人は花代さんである。
- ・ 火災保険B：保険金額2,000万円。保険の目的は建物である。保険期間は30年。保険契約者は雪雄さんである。

問 28

雪雄さんは、亜紀さんの大学受験を控え、大学の入学に係る費用等についてFPの妹尾さんに質問をした。妹尾さんが大学の入学費用について説明する際に使用した下記<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料：国公立・私立別にみた入学費用（子ども1人当たりの費用）>



(出所：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果（平成27年度）」を基に作成)

- | | | |
|--------------|--------------------|--------------------|
| 1. (ア) 学校納付金 | (イ) 入学しなかった学校への納付金 | (ウ) 受験費用 |
| 2. (ア) 受験費用 | (イ) 入学しなかった学校への納付金 | (ウ) 学校納付金 |
| 3. (ア) 受験費用 | (イ) 学校納付金 | (ウ) 入学しなかった学校への納付金 |
| 4. (ア) 学校納付金 | (イ) 受験費用 | (ウ) 入学しなかった学校への納付金 |

問 29

雪雄さんは、下記<資料>のPX銀行の外貨定期預金キャンペーンに関心をもっている。この外貨定期預金について、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額として、正しいものはどれか。

<資料>

- ・ 預入額 10,000豪ドル
- ・ 預入期間 3ヵ月
- ・ 預金金利 8.0% (年率)
- ・ 為替レート (1豪ドル) ※預入時と満期時の為替レートは同一とする。

	TTS	TTM (仲値)	TTB
預入時および満期時	79.00円	78.00円	77.00円

注1：利息の計算に際しては、預入期間は日割りではなく月割りで計算すること。

注2：為替差益・為替差損に対する税金については考慮しないこと。

注3：利息に対しては、豪ドル建ての利息額の20% (復興特別所得税は考慮しない) 相当額が所得税・住民税として源泉徴収されるものとする。

注4：計算過程においては小数点以下第3位を四捨五入すること。

1. 782,320円
2. 785,400円
3. 802,640円
4. 819,280円

問30

雪雄さんは、最近よく耳にするNISA（少額投資非課税制度）と個人型確定拠出年金（iDeCo）についてFPの妹尾さんに質問をした。妹尾さんがNISAと個人型確定拠出年金の概要を説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値または語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

<NISAと個人型確定拠出年金の概要>

	NISA	個人型確定拠出年金
制度の概要	NISA口座での金融商品の運用益・配当金等の収益が非課税となる制度	自分専用の年金口座に加入者が選択した金融商品で年金原資を積み立て、将来受け取る制度
年間拠出限度額	(ア)万円	企業年金がない会社員27.6万円、自営業者81.6万円など、属性によって異なる。
税法上のメリット	運用益が非課税	<ul style="list-style-type: none"> 運用益が非課税 掛金全額が(イ)控除の対象となる。 受取り方法により、退職所得控除、公的年金等控除の対象にできる。
運用対象	株式投資信託、上場株式、ETF、REIT等	定期預金、生命保険、投資信託等
運用資金の引出し	いつでも引出し可	原則(ウ)歳までは途中引出しができない。

<語群>

- | | | |
|----------|---------------|----------|
| 1. 60 | 2. 65 | 3. 70 |
| 4. 80 | 5. 100 | 6. 120 |
| 7. 公的年金等 | 8. 小規模企業共済等掛金 | 9. 生命保険料 |

問31

雪雄さんが加入している保険の保険金等が支払われた場合の課税に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）雪雄さんが死亡し、花代さんが受け取る定期保険Aの死亡保険金は、相続税の課税対象となる。
- （イ）雪雄さんが疾病のため高度障害状態になったことにより受け取る定期保険Aの高度障害保険金は、所得税の課税対象となる。
- （ウ）自宅が火災で全焼し、雪雄さんが受け取る火災保険Bの保険金は、所得税の課税対象となる。

問 3 2

F P の妹尾さんは、平成 2 8 年 1 0 月から実施された「短時間労働者に対する社会保険の適用拡大」について花代さんから質問を受け、下表を用いてその要件やメリットなどを説明した。短時間労働者に対する厚生年金保険および健康保険（以下「社会保険」という）の適用に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

短時間労働者のうち社会保険の適用を受ける者	
要件	<p><従業員 5 0 1 人以上の企業（特定適用事業所）の場合></p> <p>① 1 週間の所定労働時間および 1 月間の所定労働日数が同一事業所に使用される通常の労働者の（ア）以上であるもの</p> <p>② 上記①の要件に該当しない者のうち、以下のすべての要件を満たしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 週間の所定労働時間が 2 0 時間以上であること ・ 雇用期間が継続して 1 年以上見込まれること ・ 賃金月額が 8 8, 0 0 0 円以上であること ・ 学生でないこと <p><従業員 5 0 0 人以下の企業（特定適用事業所以外）の場合></p> <p>上記①に該当する者</p> <p>※平成 2 9 年 4 月 1 日以降は、労使合意によって上記②に該当する者に社会保険の適用を可能とする制度が導入された。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業した場合、一定の要件を満たせば健康保険から（イ）などを受けることが可能。 ・ 健康保険および厚生年金保険の保険料は、原則として事業主がその（ウ）を負担する。
デメリット	保険料の負担により手取り賃金が減少することがある。

<語群>		
1. 2 分の 1	2. 3 分の 1	3. 3 分の 2
4. 4 分の 1	5. 4 分の 3	6. 5 分の 4
7. 休業（補償）給付	8. 傷病（補償）年金	9. 傷病手当金

問33

雪雄さんは、「ねんきん定期便」の通知内容や「ねんきんネット」でできることについて、FPの妹尾さんに確認をした。妹尾さんが雪雄さんに説明をした、50歳未満の人に送付される「ねんきん定期便」の内容および「ねんきんネット」で利用できるサービスに関する次の(ア)～(エ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、雪雄さんは大学卒業後の22歳から現在まで継続して厚生年金保険に加入しているもの(第1号厚生年金被保険者)とする。

- (ア) 50歳未満の人の「ねんきん定期便」には、定期便作成時点までの年金加入期間や保険料納付額(加入者本人負担分の累計)が記載されている。
- (イ) 50歳未満の人の「ねんきん定期便」には、老齢年金の種類と定期便作成時点の加入制度に引き続き60歳になるまで加入した場合の老齢年金の見込み額が記載されている。
- (ウ) 「ねんきんネット」では、利用登録後はいつでも、すべての期間の年金加入記録(加入履歴、厚生年金保険の標準報酬月額等)を確認することができる。
- (エ) 「ねんきんネット」の「年金見込額試算」では、老齢年金および遺族年金の見込み額を試算することができる。

【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

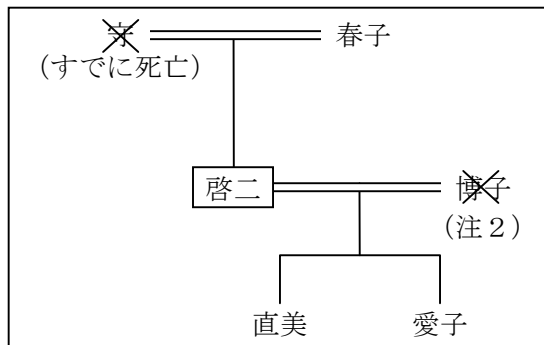
物品販売業（福岡商店）を営む自営業者の福岡啓二さん（青色申告者）は、この度、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある桑原さんに相談をした。なお、下記のデータは平成29年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
福岡 啓二	本人	昭和34年 8月12日	57歳	自営業
直美	長女	平成 3年 9月20日	25歳	会社員（注1）
愛子	二女	平成 7年10月31日	21歳	大学生

注1：直美さんは株式会社QZ商事に勤務している。

II. 福岡家の親族関係図



注2：啓二さんの妻の博子さんは、平成29年1月20日に交通事故で死亡している。なお、博子さんは死亡時まで青色事業専従者として福岡商店に勤務していた。

III. 福岡家（啓二さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

（単位：万円）

金融資産	
預貯金等（事業用を含む）	5,260
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照
事業用資産（注4）	
棚卸資産（商品）	[資料4]を参照
器具備品	[資料4]を参照
不動産	
土地（自宅敷地）	3,300
土地（店舗敷地）	5,500
建物（自宅）	320
建物（店舗）	530
その他（動産等）	210

注3：啓二さんが相続した博子さんの遺産は、啓二さんの保有資産に含まれている。

注4：上記以外の事業用資産については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

事業用借入（証書貸付）：[資料4]を参照（債務者は啓二さん）

自動車ローン：120万円（債務者は啓二さん）

未払金：100万円（博子さんの相続に係る諸費用等であり、啓二さんが負担する）

[資料3：生命保険]

(単位：万円)

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
終身保険A	啓二	啓二	直美・愛子	960	450	終身
終身保険B	啓二	啓二	直美・愛子	480	360	終身

注5：解約返戻金相当額は、現時点（平成29年4月1日）で解約した場合の金額である。

注6：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注7：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

[資料4：福岡商店の財務データ（平成28年分の青色申告決算書から抜粋）]

<損益計算書>

売上（収入）金額	5,400万円
売上原価	2,440万円
必要経費	
利子割引料	80万円
減価償却費	85万円
その他の必要経費	1,580万円
青色事業専従者給与（注8）	240万円
青色申告特別控除額	65万円

<資産および負債の状況>

資産	
棚卸資産（商品）	310万円
器具備品	150万円
負債	
借入金（注9）	2,750万円

注8：青色事業専従者給与は、博子さんに対して支給したものである。

注9：平成28年中の借入金の元本返済額は300万円である。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問34

F Pの桑原さんは、まず現時点（平成29年4月1日時点）における福岡家（啓二さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、事業用資産および負債については、＜設例＞の〔資料4〕に記載された金額を使用することとする。

＜福岡家（啓二さん）のバランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		事業用借入	×××
預貯金等（事業用を含む）	×××	自動車ローン	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	未払金	×××
事業用資産		負債合計	×××
棚卸資産（商品）	×××		
器具備品	×××		
不動産			
土地（自宅敷地）	×××		
土地（店舗敷地）	×××	[純資産]	(ア)
建物（自宅）	×××		
建物（店舗）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問35

＜設例＞の〔資料4〕および下記＜計算式＞に基づいて、平成28年分の啓二さん（福岡商店）の事業所得の金額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

＜計算式＞

事業所得の金額＝売上（収入）金額－売上原価－必要経費－青色事業専従者給与－青色申告特別控除額
--

問36

下記<資料>は、啓二さんおよび福岡商店のWT銀行（日本国内にある普通銀行）における金融資産残高である。仮に平成29年5月にWT銀行が破綻した場合、啓二さんがWT銀行に保有している下記の金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額の上限額として、正しいものはどれか。なお、預金利息については考慮しないこととする。また、啓二さんは、福岡商店の事業用資金を含めWT銀行からの借入れはないものとする。

<資料>

[名義：福岡啓二]

普通預金：350万円（決済用預金ではない）

定期預金：450万円

外貨預金：300万円

[名義：福岡商店 代表 福岡啓二]

当座預金：120万円

定期預金：340万円

1. 1,000万円
2. 1,120万円
3. 1,260万円
4. 1,460万円

問37

啓二さんは、自宅（敷地および建物）および福岡商店の店舗（敷地および建物）を博子さんの死亡に伴う相続により取得している。下記＜資料＞を基に、博子さんの死亡による相続に係る相続税の計算において、申告すべき自宅敷地および店舗敷地の相続税評価額の合計額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、自宅敷地および店舗敷地ともに「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例」を上限まで適用すること。

＜資料：啓二さんが相続した自宅敷地および店舗敷地のデータ＞

	面積	路線価（1 m ² 当たり）	備考
自宅敷地	300 m ²	100,000円	特定居住用宅地等に該当する宅地等である。
店舗敷地	500 m ²	100,000円	特定事業用宅地等に該当する宅地等である。

1. 1,600万円
2. 2,160万円
3. 2,400万円
4. 4,800万円

問38

国民年金の第1号被保険者である啓二さんは、老齢年金の受給額を増やすため、毎月、国民年金保険料に加えて付加保険料を納付している。付加年金制度に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない条件については一切考慮しないこととする。

国民年金の第1号被保険者（65歳未満の任意加入被保険者を含む）が希望し、通常の保険料に加えて付加保険料を納めた場合、老齢基礎年金とともに付加年金が支給される。

仮に、啓二さんが付加保険料を32年間（384月）納めた場合、付加年金（年額）は（ア）となり、その支給開始から（イ）で、納めた付加保険料の総額に相当する金額を受け取ることができる。

なお、付加保険料を納付した者が老齢基礎年金の支給繰上げの請求または支給繰下げの申出を行った場合、付加年金（ウ）。

1. （ア）153,600円 （イ）2年間 （ウ）は繰上げまたは繰下げが行われない
2. （ア）153,600円 （イ）1年間 （ウ）も繰上げまたは繰下げが行われる
3. （ア）76,800円 （イ）1年間 （ウ）は繰上げまたは繰下げが行われない
4. （ア）76,800円 （イ）2年間 （ウ）も繰上げまたは繰下げが行われる

問 39

啓二さんの二女の愛子さんは、国民年金保険料の学生納付特例を申請して認められている。そこで啓二さんは、愛子さんが国民年金の給付を受ける際に学生納付特例期間はどのように扱われるのか等について、FPの桑原さんに質問をした。桑原さんが学生納付特例期間と年金給付（国民年金）等との関係について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、学生納付特例期間および全額免除期間についての年金額への反映に関する記述は、追納されていない場合におけるものとする。

	未納期間	学生納付特例期間	全額免除期間
障害基礎年金 遺族基礎年金	受給資格期間に算入されない。	受給資格期間に（ア）。	受給資格期間に算入される。
老齢基礎年金	受給資格期間に算入されない。	受給資格期間に算入される。	受給資格期間に算入される。
	年金額に反映されない。	年金額に（イ）。	年金額に反映される（減額支給）。
保険料（原則）	2年間納付可能	（ウ）追納可能	

1. （ア）算入される （イ）反映される（減額支給） （ウ）2年間
2. （ア）算入されない （イ）反映される（減額支給） （ウ）10年間
3. （ア）算入される （イ）反映されない （ウ）10年間
4. （ア）算入されない （イ）反映されない （ウ）2年間

問40

啓二さんは、母の春子さん（83歳）が体調を崩すことが多くなったため、医療費や介護費用についてFPの桑原さんに相談をした。桑原さんが後期高齢者医療制度および介護保険制度の自己負担割合等について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（エ）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

	後期高齢者医療制度	介護保険制度
自己負担割合 (原則)	現役並み所得者：(ア) 上記以外の者：医療費の1割	65歳以上の一定以上所得者：(イ) 上記以外の者：サービス利用料の1割 ※在宅サービスには利用限度額がある。
高額負担を軽減 する制度	高額療養費：(ウ)の医療費の自己負担額（保険適用分）が一定の上限額を超えるとき ※入院時の食事代等は対象外	高額介護サービス費：(ウ)の介護サービスの利用者負担額（保険適用分）が一定の上限額を超えるとき ※住宅改修費等は対象外
	高額医療・高額介護合算制度： 同一世帯内で、(エ)における後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額（保険適用分）が、一定の上限額および支給基準額の合計額を超えるとき ※高額療養費等が支給される場合は、その額を差し引いた額が対象	

1. 空欄（ア）にあてはまる語句は、「医療費の2割」である。
2. 空欄（イ）にあてはまる語句は、「サービス利用料の2割」である。
3. 空欄（ウ）にあてはまる語句は、「1ヵ月（同一月）」である。
4. 空欄（エ）にあてはまる語句は、「1年間（8月～翌年7月末）」である。